

在北海道外国公館・通商事務所等協議会規約

1 設立目的

北海道に開設されている総領事館、領事館、通商事務所等の相互の連携と情報の共有を図り、各国と北海道との間の経済、教育、文化など様々な分野の交流を促進することを目的に、在北海道外国公館・通商事務所等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 所掌事項

協議会は、次の事項について、必要に応じて連絡協議を行う。

- (1) 北海道と協議会参加国間における情報交換に関する事項
- (2) 北海道と協議会参加国間における経済、教育、文化など様々な分野の交流の促進に関する事項
- (3) その他、必要とされる協議に関する事項

3 組 織

協議会は、別表に掲げる機関等で構成する。

4 役 員

- (1) 協会に会長及び副会長(若干名)を置く。
- (2) 会長には、在北海道の外国公館(別表)の総領事及びカナダ政府通商事務所の各代表が持ち回りとし、その任期は1年間とする。
- (3) 会長は会務を主宰し、協議会を代表する。
- (4) 会長は協議会を招集し、その議長となる。
- (5) 副会長には、協議会構成員の名誉領事が設置順で持ち回ることとし、その任期は1年間とする。

5 会 議

協議会は、会長が招集する。

6 事務局

協議会の事務局は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター内に置く。

附則

この規約は、平成23年6月15日から施行する。

この規約は、平成23年8月1日から施行する。

この規約は、平成27年5月27日から施行する。

この規約は、令和3年2月1日から施行する。

在北海道外国公館・通商事務所等協議会構成員

(令和6年2月10日現在)

1 総領事館等(6)							
公館名	職名	氏名	郵便番号	所在地	電話	開設年月	
在札幌アメリカ合衆国総領事館	総領事	マーク・ウェベルズ	064-0821	札幌市中央区北1条西28丁目	011-641-1115~7	昭和27.6	
駐札幌大韓民国総領事館	総領事	延 賢 植 (ヨン・ヒョンシク)	060-0002	札幌市中央区北2条西12丁目1-4	011-218-0288	昭和41.6	
在札幌ロシア連邦総領事館	総領事	マーリン・セルゲイ	064-0914	札幌市中央区南14条西12丁目2-5	011-561-3171~2	昭和42.10	
	函館事務所	所長 (領事参事官)	セルゲイ・イヴァノヴィチ・カストルノフ	040-0054	函館市元町14-1	0138-24-8201	平成15.9
中華人民共和国駐札幌総領事館	副総領事	夏 少傑 (カ・ショウケツ)	064-0913	札幌市中央区南13条西23丁目5-1	011-563-5563	昭和55.9	
カナダ政府札幌通商事務所	通商代表	辻 尾 晋 一	060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目 MMS札幌駅前ビル5階	011-281-6565	平成17.12	

2 名誉領事館(25)						
館名	職名	氏名	郵便番号	所在地	電話	開設・再開年月
在札幌フィンランド共和国名誉領事館	名誉領事	笠 間 聖 司	064-8610	札幌市手稲区前田9条11丁目7-40	011-350-7337	開設:昭和48.8
在札幌フィリピン共和国名誉領事館	名誉総領事	戸 部 謙 ルイス	063-0841	札幌市西区八軒一条西1-2-10 日本食品製造(資)内	011-614-8090	開設:昭和58.6
在札幌カナダ名誉領事館	名誉領事	井 原 慶 児	064-0820	札幌市中央区大通26丁目1番3 博セイデン内山2階 カナダプレス内	011-643-2520	開設:平成8.11
在札幌スペイン国名誉領事館	名誉領事	石 井 純 二	060-0042	札幌市中央区大通西3丁目7番地 (株)北洋銀行内	011-261-4288	開設:平成11.1
在札幌リトアニア共和国名誉領事館	名誉領事	藤 井 将 博	060-0042	札幌市中央区大通11丁目4 大通藤井ビル内	011-221-3939	開設:平成16.7
在札幌フランス国名誉領事館	名誉領事	古 野 重 幸	060-0062	札幌市中央区南2条西5丁目10-2 南2西5ビル2階 札幌アリアンス・フランスーズ内	011-261-2771	再開:平成19.11
在札幌ベトナム社会主義共和国名誉領事館	名誉領事	中 田 隆 博	064-8560	札幌市中央区南8条西15丁目2-1 道路工業株式会社内	011-596-9921	開設:令和4.5
在釧路マイクロネシア連邦名誉総領事館	名誉総領事	栗 林 延 次	084-0905	釧路市鳥取南5丁目12番5号 サイタビル2階 (株)三ツ輪商会内	0154-61-5151	開設:平成22.12
在札幌グアテマラ共和国名誉領事館	名誉領事	名 越 隆 雄	001-0019	札幌市北区北19条西3丁目 なごやビル名越税務会計事務所内	011-716-7412	開設:平成23.4
在札幌アイルランド名誉領事館	名誉領事	笠 間 聖 司	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目4 タキモビル3階	011-221-2451	開設:平成24.11
在札幌デンマーク王国名誉領事館	名誉領事	堀 八 義 博	060-8676	札幌市中央区大通西4丁目1番地 (株)北海道銀行内	011-233-1256	再開:平成25.2
在札幌モンゴル国名誉領事館	名誉領事	武 部 勤	060-0004	札幌市中央区北4条西16-1 第一ビル8階 札幌第一興産(株)内	011-611-2626	再開:平成26.6
在室蘭パプアニューギニア名誉領事館	名誉領事	栗 林 和 徳	051-0023	室蘭市入江1番19号 (株)栗林商会内	0143-24-7011	開設:平成27.9
在江別(北海道)フィジー共和国名誉領事館	名誉領事	清 水 豊 幸	067-0022	江別市江別太305-15 (株)北翔内	011-382-8459	開設:平成29.12
在札幌オーストリア共和国名誉領事館	名誉領事	桑 田 一 郎	060-8517	札幌市中央区大通東6-12-4 (株)テレビ北海道内	011-232-1117	再開:令和1.8
在札幌ブラジル連邦共和国名誉領事館	名誉領事	モニカ・ヤマウチ	068-8586	札幌市北区北12条西4丁目2-12 グランス・オサムビル706	011-600-4693	再開:令和1.8
在函館ラオス人民民主共和国名誉領事館	名誉領事	久 保 俊 幸	040-0063	函館市若松町7-15 函館商工会議所内	0138-23-1181	開設:令和1.12
在札幌インドネシア共和国名誉領事館	名誉領事	中 山 茂	065-8610	札幌市東区北19条東1-1-1 (株)中山組本社内	011-741-7111	再開:令和2.11
在札幌ガーナ共和国名誉領事館	名誉領事	石 井 至	060-8640	札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル6階 北海道二十一世紀総合研究所内	011-231-3053	開設:令和3.5
在函館ペラルーシ共和国名誉領事館	名誉領事	松 浦 勝 人	040-0013	函館市千代台町12-25 (株)アンサー内	0138-83-1176	開設:令和3.6
在函館パラグアイ共和国名誉領事館	名誉領事	齊 藤 巖	041-0834	函館市東山町185-1 (株)アサヒ商会内	0138-33-5877	開設:令和3.8
在札幌チェコ共和国名誉領事館	名誉領事	野 村 真 弘	060-8606	札幌市中央区北1条東4-8-1 サッポロファクトリーフロンティア館3階サッポロビル(株)内	011-218-8033	開設:令和3.9
在札幌ニュージーランド名誉領事館	名誉領事	長 沼 昭 夫	060-0002	札幌市中央区北2条西10丁目2-7 Wall202号室 (株)きのとや内	011-596-6835	再開:令和3.9
在札幌ウガンダ共和国名誉領事館	名誉領事	亀 田 和 明	005-0015	札幌市南区真駒内泉町3丁目1-7-506	090-7517-6088	開設:令和3.12
在札幌ベルギー王国名誉領事館	名誉領事	赤 尾 洋 昭	064-8620	札幌市中央区南9条西5丁目パーク9.5ビル (株)セコマ内	011-511-2870	再開:令和4.2
在札幌ノルウェー王国名誉領事館	名誉領事	武 藤 修	064-8505	札幌市中央区北12条西20丁目2-1 マルスイホールディング(株)内	011-643-1234	再開:令和4.5
在札幌スウェーデン王国名誉領事館	名誉領事	中 野 省 吾	060-0807	札幌市北区北7条西1丁目2-6 NCO札幌14階 デラバル(株)内	011-738-2319	再開:令和5.3

3 事務局						
団体名	代表	氏名	郵便番号	所在地	電話	開設・再開年月日
(公社)北海道国際交流・協力総合センター	会長	辻 泰 弘	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館12階	011-221-7840	開設:昭和53.4

4 賛助会員(4)						
団体名	代表	氏名	郵便番号	所在地	電話	開設・再開年月日
北海道経済産業局	局長	岩 永 正 嗣	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	
北海道	知事	鈴木 直 道	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-234-4111	
札幌市	市長	秋 元 克 広	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2111	
(公財)札幌国際プラザ	理事長	町 田 隆 敏	060-0001	札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル3階	011-211-3670	開設:平成3.7

在北海道外国公館・通商事務所等協議会運営規程

1 目的

この規程は、在北海道外国公館・通商事務所等協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 所掌事項

規約2（2）に掲げる交流の具体的内容は、セミナー、イベント、ミッション商談会などの開催をいう。

3 組織

- （1）協議会は、在北海道外国公館・通商事務所及び道内に設置されている名誉領事館、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターをもって構成する。
- （2）北海道、北海道経済産業局、札幌市及び公益財団法人札幌国際プラザは、賛助会員とする。
- （3）事務局は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターとする。

4 役員

- （1）会長職は、外国公館等5カ国による持ち回りとし、アメリカ合衆国、大韓民国、ロシア連邦、中華人民共和国、カナダ国の順とする。
- （2）副会長職は、名誉領事館の開設順により、持ち回りとする。

5 会長の職務

会長の職務は、次のとおりとする。

- （1）協議会を総括し、協議会を代表する。
- （2）総会及び諸行事の開催並びに道民からの照会事項に関し必要な都度事務局と打ち合わせを行い協議会メンバーに周知を図る。
- （3）その他、必要な情報を協議会メンバーに提供する。

6 会議費

総会等の開催経費については、外国公館5カ国で均等負担とする。

附則

この規程は、平成23年6月15日から施行する。

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

この規定は、平成27年5月27日から施行する。

この規定は、令和3年2月1日から施行する。